

2 長薬発第 598 号
令和 2 年 9 月 11 日

地 域 薬 剤 師 会 長 様
同 実 務 実 習 担 当 者 様

長野県薬剤師会
会長 日野 寛明

薬局実務実習における新型コロナウイルス感染症への対応について

平素、本会の運営に際し種々ご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、標記 薬局実務実習における新型コロナウイルス感染症への対応について、日本薬剤師会から別添のとおり通知がありました。

薬局実務実習における新型コロナウイルス感染症への対応につきましては、令和 2 年 3 月 5 付元長薬発第 1166 号通知をはじめ、日薬・関東地区調整機構通知にて実習時の感染防止対策等についてお知らせしてきたところですが、今般、薬剤師会主催による実習の成果発表で軽食が提供された事例、及び個々の受入薬局が懇親会として実習生を食事会に参加させた事例等が報告されました。

日本薬学会、薬学教育協議会の連名で、全国の薬科大学長、薬学部長宛に5月19 日付で発出された別添「新型コロナウイルス感染症に対応した 2020 年度薬学実務実習についての指針」の第1項においては、複数での会食等いわゆる3密にあたる行動は厳に慎むよう示されており、個々に禁止している大学もあります。

つきましては、貴職ご多忙の折、誠に恐縮ではございますが、新型コロナウイルス感染症予防の観点から、今後上記のような事例が発生しないよう、貴会内の薬局実務実習受入薬局へご周知くださるよう、お願いいたします。

なお、上記事例に関連し、新型コロナウイルス感染症流行下の実習においては、種々の対応で判断が困難な場合もあるかと思いますが、そうした場合は、事前に当該大学の担当教員に相談する等、大学と十分連携を取って対応頂くよう、併せてお願いいたします。

〒390-0802 松本市旭 2-10-15
長野県薬剤師会 保険医療課 中島・大塚・藤澤
TEL0263-34-5511 FAX0263-34-0075
E-mail:hoken4@naganokenyaku.or.jp

日 薬 業 発 第 279 号
令和 2 年 9 月 11 日

都道府県薬剤師会
実務実習担当役員 殿

日 本 薬 剤 師 会
副会長 田尻 泰典

薬局実務実習における新型コロナウイルス感染症への対応について（その 3）

平素より本会会務に格段のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、今般薬局実務実習に関し、薬剤師会主催による実習の成果発表会で軽食が提供された事例、及び個々の受入薬局が懇親会として実習生を食事会に参加させた事例等が報告されております。日本薬学会、薬学教育協議会の連名で、全国の薬科大学長、薬学部長宛に 5 月 19 日付で発出された別添「新型コロナウイルス感染症に対応した 2020 年度薬学実務実習についての指針」の第 1 項においては、複数での会食等いわゆる 3 密にあたる行動は厳に慎むよう示されており、個々に禁止している大学もあります。つきましては、新型コロナウイルス感染症予防の観点から、今後上記のような事例が発生しないように致したく、会務ご多忙の折、誠に恐縮ですが、貴会関係者並びに受入薬局関係者等にご周知の程よろしくお願い申し上げます。

なお、上記事例に関連し、新型コロナウイルス感染症流行下の実習においては、種々の対応で判断が困難な場合もあるかと思いますが、そうした場合は、事前に当該大学の担当教員に相談する等、大学と十分連携を取って対応頂きますようお願い申し上げます。

新型コロナウイルス感染症に対応した 2020 年度薬学実務実習についての指針

2020 年 5 月 19 日

全国薬科大学学長・学部長各位

公益社団法人 日本薬学会

会頭 高倉喜信

一般社団法人 薬学教育協議会

代表理事 本間 浩

(公印省略)

すでに 2020 年 4 月 30 日付「実務実習の対応に関するご連絡」を発出させていただきました通り、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う実務実習の内容や日程の変更については、柔軟で弾力的な対応が許容されるものと解釈されます。しかし、6 年制薬学教育において臨床現場における実務実習の意義は言うに及ばず、できるだけ、臨床現場での実習を成し遂げるよう努めるべきです。にもかかわらず実務実習の開始・継続が困難な場合には、大学は各受入施設と十分な協議・連携を通じて対応策を検討し、実習生に周知するとともに意義深い実務実習となるよう努めていただくことをお願いしております。

今般、日本薬剤師会から薬学教育協議会宛に、「薬局実務実習における新型コロナウイルス感染症（COVID-19）への対応」（添付書類 1）が寄せられました。そこでは、学生が人（患者）と接することでコミュニケーション能力を高めていき、人との信頼関係を築いていくことの集大成が臨床実習であるとの観点から、可能な限り完全な形で実務実習が行われるべきであるとのメッセージが発信され、薬局実習 11 週を確保するスケジュール案が提案されています。一方、実習期間を止むを得ず短縮しなければならない場合の短縮期間や補完方法に関しては、薬学教育協議会ははじめ薬学関連機関で協議の上、その基準を別に定める必要があるとされました。本通知では、これを受け、日本薬学会ならびに薬学教育協議会が日本薬剤師会と協議の上、このような緊急時の実務実習の最低限の質担保について指針を示しました。現在、各地区調整機構では、地域の状況に応じたさまざまな代替スケジュール案が既に発信されており、本通知は以下に記す代替案に従うことを求めるものではなく、指針として参考にしていただくものです。また、あくまで 2020 年度の感染症対策に必要な期間のみに適応されるものであることを申し添えます。

1. 実習生への十分な感染症への対応への指導

新型コロナウイルス感染症について 大学や実務実習施設指導薬剤師（以下指導薬剤師）は実習生に以下のような対応を十分に指導すること。

- ・ 感染症予防のための手洗い、うがいを励行し、実習施設（以下、施設）内では原則マスクを着用して実習を行う。複数での会食等いわゆる 3 密にあたる行動、不要不急の移動等を厳に慎み、医療人として模範的な行動をとるよう努める。
- ・ 体調管理を徹底し、少なくとも実習開始 2 週間前から毎日体温を測定し、体調（特に咽頭痛、咳、下痢、倦怠感、味覚・臭覚の異常等の有無）を記録し実習開始時に指導薬剤師に提出する。実習期間中できればさらに実習終了後 2 週間は、その記録を継続して指導薬剤師や大学教員と情報共有する。
- ・ 体調不良を感じる時は、実習参加前に指導薬剤師に連絡をとり、原則として施設での実習は休止する。特に 発熱や風邪の症候が続く時は、必ず医療機関を受診する。新型コロナウイルス感染者と濃厚接触の疑い、あるいは風邪の症候で高熱が続く時（解熱剤を飲み続けなければならない場合も同様）あるいは強い倦怠感や息苦しさがある場合は、自治体の相談窓口連絡して、受診する医療機関の指示を受ける。判断に困った時は、指導薬剤師あるいは大学の担当教員に相談する。

2. 大学による実習生、施設への積極的なサポート体制の維持

実習を依頼する大学は、感染症の状況に応じて施設ならびに実習生に以下のような対応で、実習を積極的にサポートする。

- ・ 担当教員は、感染症の状況に応じた対応について、実習開始前に予め指導薬剤師と個々に協議し情報共有しておく。実習生にも、実習開始前に実習中の感染症への対応について詳細を伝達しておく。
- ・ 担当教員は、実習期間中、施設の状況、実習生の体調等を、WEB システム等を通して常に情報共有し、施設や実習生からの相談にすぐ対応できる体制を整える。
- ・ 実習期間中の実習生の体調不良による欠席や、感染症による実習内容への対応、実習評価等について、予め指導薬剤師と協議して方針を決めておく。
- ・ 感染症の状況により施設での実習の中断が決定した時は、各施設と必ず連絡をとり、指導薬剤師と実習生に施設での実習が中断になる期間の対応につい

て確認する。

- ・施設での実習中断中も、担当教員は、実習生の WEB システムの日誌等を確認し、毎日体調の報告やその日の自己学習の進捗状況が提出されているか、指導薬剤師がそれを確認しているか継続的に確認する。
- ・施設から実習中断中の課題等について相談があった場合は、大学で実施済みの臨床系学習の資料や参考図書等を準備して、施設で継続的な課題学習ができるようサポートする。
- ・実習の中断が終了し、施設での実習が再開された時は、中断開始時と同様に施設に連絡を取り、指導薬剤師と実習生の状況を確認して、以降の実習について内容を共有する。
- ・実習の中断や施設の受入れ辞退等による理由で、本年度実習予定の実習生に単位認定が遅れる卒業延期になる等の不利益のないように配慮する。

3. 新型コロナウイルス感染症の流行状況に応じた実務実習内容の指針

【通常期実習】 施設での通常の実務実習を行うことが可能

(実習内容の指針)

- ・「薬学実務実習に関するガイドライン」と施設の規則を遵守して、代表的な疾患を基本に参加体験型実習を行う。
- ・今年度の実習については、ガイダンスや発表会、関連施設見学等の集合研修は極力控え、いわゆる 3 密状態を生み出さないよう工夫する。

(実習評価の指針)

- ・実習生の日誌や振り返りレポートの確認、概略評価等を通し、指導薬剤師は実習生の到達度の評価を定期的に行いながら指導する。
- ・概略評価、実務実習記録等を参照し、大学は実習生の総合的な評価を行う。

【制限期実習】 感染症に十分な注意が必要で、患者応対等に制限があるが施設内での実習が可能

(実習内容の指針)

- ・指導薬剤師が感染の可能性を危惧する実習は、原則として行わない。
実際に施設での実習ができない内容（患者応対、在宅訪問等）は、すでに施設にある過去の事例や患者情報等を利用し、施設内でのロールプレイや事例検討等の研修を実施することで代替とする。

- ・感染症の対応で、実習内容が制限される場合は、代表的な疾患や SBO の項目等にこだわらず、できる範囲の薬剤師業務体験実習を行えば良い。

（制限期病院実習については日本病院薬剤師会「新型コロナウイルス感染症対応病院実習案」【レベル 1】【レベル 2】を参照して、各施設の状況に合わせた実習内容を検討する）

- ・指導薬剤師は、実習生の体調を毎日確認し、体調不良等が見られれば実習を休止し、必要があれば医療機関への受診を勧奨する。体調不良での実習欠席の取り扱いは大学と予め相談しておくこと。

（実習評価の指針）

- ・実習評価については、施設で実習できた範囲で、代替で行った学習も合わせて総合的に概略評価等の評価を行う。すなわち指導薬剤師による経験から得られた症例等の課題を実習生に与えることで補習した Off the Job Training (Off-JT：経験を伴わない学習) の評価と合わせて実習生が到達できたと指導薬剤師が考える評価を実習生と大学に提示する。

【中断期遠隔実習】地区調整機構の基準により施設での実習が中断されているが、自宅で WEB 等での遠隔学習が可能

施設での実習の中断は、地区調整機構の基準に従い慎重に判断する。

（実習内容の指針）

- ・自宅で学習している実習生が毎日 WEB を利用した日誌にその日の体温、体調、その日の自己学習の内容等を記載することで、指導薬剤師は実習生の体調や学習状況を確認し、必要に応じてアドバイスをを行う。
- ・指導薬剤師は自宅学習のための課題を大学と連携して実習生に順次提示し、課題の進捗状況について随時 WEB 等で確認する。実習生の課題等の学習成果は、随時メール等で提出させ添削等の指導を行う。PC やスマートフォン等を利用した遠隔双方向の指導もできる範囲で定期的に行うことが望ましい。
- ・自宅学習中の実習生に提示する課題については、実習生の到達度の低い項目について、可能なかぎり適切な課題を選択して提示する。
薬学モデル・コアカリキュラム「F 薬学臨床」の領域とそこに記載された SBO を参照しながら、実習の進捗状況に合わせて実習生の学習が不足して

いると思われる領域を補填する課題を順次提示する。

《各領域の課題例示》

○薬学臨床の基礎

- ・ 法的な規制や施設の業務マニュアルの整理、感染症対策の検討
- ・ 施設で備蓄している医薬品の基本情報や疾患との関連の整理

○処方箋に基づく調剤

- ・ 処方提案の事例検討と医師への伝達シナリオ
- ・ 複雑な調剤が必要な事例の対応策とその薬学的根拠の考察
- ・ インシデント、アクシデントの事例分析とその対応策
- ・ 吸入や自己注射等の服薬指導の確認、患者教育の資料作成

○薬物療法の実践

- ・ 代表的な疾患を基本にした症例検討、処方提案書面の作成
- ・ アドヒアランス不良な患者の症例分析とその解決策の提案
- ・ 副作用、重複投与、多剤併用等薬物療法に課題のある症例
検討の根拠となる文献検索ならびにその解決策の考察

○チーム医療への参画、地域の保健・医療・福祉への参画

- ・ 施設内の医療チームの具体的活動とそこでの薬剤師の役割の考察、事例検討
- ・ 地域の医療、介護施設の検索と地域包括ケアシステムの確認、その
中での薬剤師の役割の考察、事例検討
- ・ 在宅訪問指導を行っている患者の症例検討、処方提案書面の作成
- ・ 地域の災害時の体制検索、災害時の薬剤師の役割の事例検討
- ・ 課題については、地域薬剤師会・病院薬剤師会等と連携して大学がサポートする。地区内で共有の課題を提示する等工夫して中断期間中に実習生が十分課題学習ができるよう努める。

（中断期遠隔病院実習については日本病院薬剤師会「新型コロナウイルス感染症対応病院実習案」【レベル3】を参照）

- ・ 実習中断中に状況によって上記のような指導薬剤師による遠隔実習ができない場合は、大学と施設との連携によって適宜【中断期遠隔実習】に準じた大

学での補習によってこれを補完するものとする。

(実習評価の指針)

- ・実習の評価は、自宅での学習も含め総合的に判断して行う。指導薬剤師からみて実習生が到達できたと考える評価を実習生と大学に提示すればよい。最終的な評価が提示されていれば、評価回数は特に問わない。
- また、十分に体験実習ができなかったと思われる事項についても指導薬剤師は実習生と大学に申し送りし、次の実習環境での実習に情報を提供する。
- 実習生は、自宅で行った課題等の学習成果は、実務実習記録として整理し、指導薬剤師と大学に提示して確認・評価を受ける。

添付文書 1：日本薬剤師会：「薬局実務実習における新型コロナウイルス感染症（COVID-19）への対応」